

8 社会第 294 号
平成28年 5月26日

京丹後市図書館協議会会長 様

京丹後市立図書館
館長 亀田 真奈美

今後の京丹後市立図書館のあり方について（諮問）

上記のことにつきまして、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項の規定により、下記の事項について諮問いたします。

記

（諮問事項）

今後の京丹後市立図書館のあり方について

（諮問理由）

京丹後市立図書館は、各6町に図書館及び図書室を設置し、市民が必要とする情報の収集管理、提供を基礎としながら、読書推進に努めています。

しかし、図書館に対するニーズが多様化・高度化している現在、様々なサービスが求められています。

その一方で、予算削減、施設の老朽化、書架不足、狭い閲覧スペース、臨時職員による運営体制など厳しい状況となっています。

つきましては、更なる市民への情報の提供、読書推進を図るため、前記諮問事項についてご審議くださいますようお願いいたします。

（答申時期）

平成29年9月頃

平成30年2月15日

京丹後市立図書館長 様

京丹後市図書館協議会

会 長 深 田 和 幸

副会長 松 岡 豊 美

今後の京丹後市立図書館のあり方について（答申）

平成28年5月26日付け8社会第294号により諮問のありました上記のことについて、公立図書館に求められている「市民の暮らしを支える情報拠点であり、市民が憩いの場として過ごすことができる図書館」に対する現状や課題など、本協議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

今後の京丹後市立図書館のあり方について（答申）

1. 本市は、2つの図書館4つの図書室を有している。このうち、峰山図書館は立地場所、広さ及び施設の老朽化が、大宮図書室と弥栄図書室は広さなどの課題があり、当該3施設は比較的近接していることから統合する。
統合した施設は、まちづくり・ひとづくりに貢献できる図書館として、施設面・運営面ともに十分な機能を兼ね備えた施設とする。また峰山町及び大宮町にかかる商業地域周辺に整備する。
なお、市が他分野における公共施設等の整備を計画する場合は、その計画に沿った機能を兼ね備えた複合施設として整備することが望ましい。
2. あみの図書館は、現状の機能を有する施設として継続すること。
3. 丹後図書室及び久美浜図書室は、統合した施設から遠距離にあるため市民の利便性を考慮し、分館として維持する必要があるが、施設の広さ、老朽化等については改善に向けて検討すること。
4. 全ての施設が、市民にとって居心地のよい、憩いの場・居場所としてゆっくりと過ごすことができる空間となるよう工夫し、利用者が休憩できるスペースも整備すること。
5. 開館時間・開館日は現状維持を基本とするが、より多くの市民が利用しやすい館運営について工夫するとともに、更なる職員体制の充実に努めること。
6. 整備には多額の財政負担を伴うが、早期の実現に向けて検討すること。